

豊能町への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

本町単独での施策展開は難しい状況にありますので、大阪府・大阪労働局・ハローワークなどとの連携・協力により取り組んでまいります。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

大阪雇用対策会議の構成団体である大阪府の指導を得て、必要な施策を進めてまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

地域就労支援事業に取り組んでいるところですが、大阪府・ハローワークとの連携、また庁内各課の連携により、事業の充実に努めてまいります。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

商工会との連携・協力により、周知・徹底を行ってまいります。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である

時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

大阪府と連携し、行政の福祉化に配慮した契約・入札制度改善に取り組んでまいります。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

仕事と生活の両立を側面から支えるため、子育て支援や介護及び就労問題について、町全体として取り組んでまいります。また、行動指針に定められた地方公共団体の取り組みを進めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

① 使いやすい融資制度の拡充

(回答)

本町単独での融資制度は困難な状況にありますので、大阪府の指導・協力を得ながら施策を行ってまいります。

(1)－② 地場企業への官公需の優先発注

(回答)

地元企業及び事業者への優先発注に努めております。

(2) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

商工会にも協力を求め、周知・徹底を行ってまいります。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

「新行財政改革推進計画案」の内容・見直し項目及び効果額等の進捗状況につきましては、町ホームページや広報紙に掲載しており、議会においても説明しております。

【豊能町が目指す行政（基本コンセプト）】**①柔軟でスピード感をもった行政を目指します**

少子高齢化が急速に進展する中で発生するであろう新たな行政課題に的確に対応できるよう、職員一人ひとりの能力向上を図るとともに、柔軟な人員配置を行うことで、機動性、自主性を兼ね備えた柔軟な行政組織を構築します。また、住民のニーズ等に速やかに対応できるよう意思決定の簡素化を図ります。

②継続的・自律的な行財政改革の推進を目指します

職員自らが行革の視点（コスト意識、住民サービスの質の向上）をもって自律的・継続的に改革を推進していけるよう、行革推進体制を強化します。

③全事業について聖域なき見直しを行います

早期健全化団体への転落を防ぐため、現在、町が実施している全事業について、官民の役割分担の視点も踏まえ、再検討を行い、真に町が実施すべき事業を絞り込むとともに、限られた財源を効率的に活用します。また、職員定数の削減と並行し、中・長期的視野に立ち、計画的にアウトソーシングを推進していきます。

④重点施策の充実を図ります

危機的状況を乗り越え、財政の健全化を図るとともに、住民が安心して暮らせ、希望のもてる将来像が展望できるよう、重点施策を絞り込んだ上で施策の充実を図っていきます。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。

(一括回答)

(2)①②について、極めて厳しい財政状況ではありますが、住民の安心・安全はもとより、生き生きと暮らせるまちづくりをめざし、限られた財源を有効に活用して各種施策の充実を図ってまいります。

(2)－③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。

(回答)

「新行財政改革推進計画案」の内容・見直し項目及び効果額等の進捗状況につきましては、町ホームページや広報紙に掲載しており、議会においても説明しております。

(2)－④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得なが

ら進めること。

(回答)

職員が自主的に改革・改善を積み重ねることで、住民サービスの向上と効率的な執行が確保され、結果として大幅な経費削減を達成することが、行政改革の理想的プロセスであると考えますので、人事評価を通じた目標管理や職員研修等を通じ、行財政改革推進の担い手である職員のやる気（モチベーション）を維持し続ける環境を整えてまいります。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

本町では、行財政改革による職員数の削減に取り組んでいるところですが、権限委譲は、財源移譲はもとより人的支援についても、各市町村の規模や実情に配慮して行われるべきものと考えております。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

三位一体改革により地方交付税が大幅かつ急激に削減されたことから、行財政改革による歳出削減努力を行っても多額の財源不足が解消できない厳しい状況であるため、大阪府や町村会等を通じて地方税財源の充実確保を要望してまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

救急医療体制については、豊中市・池田市・吹田市・箕面市・能勢町及び本町の4市2町が覚書を締結し、休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設及び救急搬送機関との円滑な連携体制のもと、休日又は夜間における要入院治療の重症救急患者の医療を豊能二次医療圏の病院群が協同連帯して当番日を決めて確保する方式に参加する医療機関に対し、補助金を交付し救急傷病者の医療を確保しております。

また、子どもの休日夜間の急病についても豊能広域こども急病センターを設置し、前記4市2町が協定を結び、当該施設の管理運営に要する経費を応分負担して小児の救急傷病の医療を確保しております。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

事業者連絡会や地域ケア会議等の研修会を通じて指導を行ってまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

国の方向性は、引き続き軽減措置の継続であるため、法の趣旨に沿うよう大阪府と連携し拡充に努めてまいります。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

医療機関等と連携し施策の充実に取り組んでまいります。

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生き育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。

① 保育所の待機児童の早期解消

(回答)

本町では、平成20年度において待機児童は生じておりません。しかし、今後は働く保護者が増加し、それに伴い保育所へ入所する児童も増加すると考えられることから、町の財政状況や国の補助制度等の動向を見ながら、幼保一元化施設への移行などについて検討してまいります。

(1)－② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）

(回答)

平成19年4月1日より保育所の開所時間を午前7時30分から午前7時に改め、早朝時間の延長を実施しております。今後においても、地域の保育ニーズを踏まえ町の財政状況を勘案しながら保育制度の拡充に努めてまいります。

(1)－③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化

(回答)

現在、子育て支援センター「すきっぷ」の保育士や保健センター看護師による家庭訪問を実施しております。また、ファミリーサポートセンター事業により、地域と共同で子育て支援を実施しており、今後も拡充に努めてまいります。

(1)－④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(回答)

町の財政事情や保育所の開所時間（12時間）から、保育所は正職員の保育士だけでは対応できない状況です。しかし、保育士の経験年数は豊富であり、高い保育水準を保っているものと認識しております。今後は、さらなる充実をめざし、効果が期待できる研修には、少しでも多く参加できるように努めてまいります。

(2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

学校における児童の安全確保対策として、ハード面では校門の自動ロック装置やインターホン・監視カメラの設置等を行っており、ソフト面では地域の方の力を借りての登下校時の安全見守り活動や、青色パトロール車（各学校1台・町2台）による巡回パトロール等を行っております。また、不審者情報の提供を「とよのタンポポメール」にご登録いただいた携帯電話により発信しております。年々地域の方による児童・生徒の安全確保に対する意識は向上しており、見守り活動にご参加いただける方が増加しております。

児童の放課後対策については、平成20年度からすべての小学校において「げんき広場（放課後子ども教室）」を週2回程度開設し、児童の安全な活動場所の確保に努めており、また、平成21年度からは「おおさか・まなび舎事業」、及び平成20年10月から実施している「学校支援地域本

部事業」の支援を受け、さらに児童の放課後対策を実施する予定です。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

子どもの発達段階に応じて、「働くことの意味・意義」について進路指導の中で指導しております。また、中学校3年生においては、労働関係法令の基礎知識も踏まえながら進路学習に取り組んでおります。

小学校1・2年生においては、大阪府の施策として35人学級としております。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

本町では、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うため、平成19年3月23日に豊能町要保護児童対策地域協議会を設置しております。協議会は、町の関係部署のほか大阪府池田子ども家庭センターや池田保健所・豊能警察署・池田市医師会・町民生委員児童委員協議会の代表者で構成し、虐待や児童相談・支援体制のネットワークを構築しております。また、協議会には、実務者会議・部会・個別ケース検討グループを設け、要保護児童の具体的な援助方法等について事象に応じ適切に対応しております。

今後も、要保護児童の支援体制の充実と機能強化に努めてまいります。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

人権擁護委員による人権相談及び大阪府人権相談員による人権相談を行うとともに、大阪府や国などの関係機関との連絡を密にし、より一層相談体制の充実をめざします。

DV相談窓口については、町のホームページに掲載し周知を図っております。今後もホームペ

ージや広報紙などを通じて、相談窓口などDV防止法の内容の周知に努めます。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。
また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本町においては、町が行うすべての施策に男女共同参画の視点を組み入れることを目標とし、「豊能町男女共同参画プラン」に基づき事業を推進しております。

相談体制につきましては、人権擁護委員による人権相談及び大阪府人権相談員による人権相談を行うとともに、大阪府や国などの関係機関との連絡を密にし、より一層相談体制の充実をめざします。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。
また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

①について、本町は都市市街地からも離れており、要請内容にあるような「慢性的な渋滞」という状況には至っておりません。今後も交通ルール遵守に地域住民・警察・町が連携して取り組み、住民の生活環境向上のために努めてまいります。

②について、本町では、町内各施設・地区を結ぶ交通手段として「巡回バス」を運行させています。「巡回バス」は町内交通網の整備が主な目的ですが、住民が利用することにより家用車の使用頻度が低下すると思われる、温室効果ガス発生抑制の一助になると考えております。

③について、広報紙等を通じて周知・啓発を行うとともに、大阪府と連携を密にし取り組んでまいります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本町では、ごみを10種16分別としており、集団回収を含めたリサイクル率は20～25%を維持しております。今後、さらに住民への周知・啓発を行い、分別・資源化の徹底に取り組んでまいります。また食糧廃棄物につきましては、食品リサイクル法に基づき、大阪府と連携して取り組んでまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

学校につきましては、これまでの第1次診断の結果を踏まえ第2次診断を実施し、耐震化に向けた取り組みを進めているところですが、引き続き、地震防災対策特別措置法による措置等の活用を図りながら、耐震化の推進に努めてまいります。

また、今後も大阪府と連携するなかで、住民にとって安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

防犯委員会をはじめPTA・青少年指導員・民生委員など各種団体・地域の方のご協力を得て、登下校時の安全見守り活動を実施していただいております。町としましても、啓発的な意味合いを含め、青色パトロール車による巡回パトロール等を実施しております。

また、防犯委員会・豊能警察署などと連携・協力し、駅前などにおいてキャンペーン活動を行うなど犯罪の未然防止啓発活動を実施しており、引き続き積極的な取り組みを実施してまいります。

さらに、平成21年度からは、平成20年10月より実施している「学校支援地域本部事業」を充実させ、各学校に学校支援の地域本部を設置し、登下校時の子どもを地域で見守るといった組織的な活動として取り組み、その充実を図ってまいります。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

地産地消の具体的な取り組みとしましては、地域単位での朝市の実施と、学校給食への地元食材の提供があります。米飯給食の全米量と納品可能な野菜などの食材を供給しており、供給量を年々増加させるよう生産者とともに取り組んでまいります。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

法整備につきましては、今後とも、大阪府町村長会を通じて、大阪府市長会及び大阪府と連携し、国に働きかけてまいります。また、人権啓発活動につきましては、本町の「人権尊重のまちづくり条例」等により推進してまいります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

各小中学校では、原爆が投下された8月6日または8月9日に平和登校日を実施し、加えて小学校の修学旅行は広島、中学校の修学旅行は長崎または沖縄を訪問して、次世代を担う子どもたちが戦争の悲惨さと平和の尊さを実際に体験できるようにしております。

また、各学校では人権学習の一つとして平和教育の推進に取り組んでおり、町のホームページには「非核平和都市宣言」を掲載して、平和の大切さを発信しております。